

西日本工業大学ガバナンス・コードに係る適合状況等に関する報告書

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

1-1 建学の精神

ガバナンスコード記載事項	本学の実施状況	適合状況
<p>(1) 建学の精神・理念 建学の精神・理念等は次のとおりです。</p> <p>○建学の精神 「人間性に支えられた高度な工業技術者を広く学術の研鑽を通じて育成する」</p> <p>○基本理念 「人を育て技術を拓く（ひらく）」</p> <p>○教育目標 「豊かな人間性の錬成とすぐれた工業技術者の育成」</p> <p>○教育方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の個性を伸ばすきめ細かな教育の実現</li> <li>・産業界を支える自立した実務型技術者の育成</li> <li>・国際社会で、職場で尊敬され、頼りにされる技術者の育成（基本教科の確実な修得・コンピュータに強い技術者の育成・個性化への対応）</li> </ul>	<p>建学の精神・理念や人材養成目標等をホームページ、学生便覧等に明示し、教育活動を行っています。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 建学の精神・理念に基づく人材養成目標 建学の精神・理念に基づく人材養成目標は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな人間性と社会人基礎力に富む技術者</li> <li>・自信・気力・創意工夫力に富む人材</li> <li>・産業界を支える自立した実務型技術者・研究者・経営者・起業家</li> <li>・地域社会、地域産業に貢献する技術者</li> </ul>		

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

ガバナンスコード記載事項	本学の実施状況	適合状況
<p>(1) 建学の精神に基づく教育目的等 本学の建学の精神に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。</p> <p>① 大学の教育目的及び研究目的 本学は、工業に関する専門の学術と一般の学芸とを教授研究し、かつ、人格の育成と陶冶を図り、もって文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>② 工学部の教育目的及び研究目的 本学の建学の理念に基づき、工業に関する理論及び技術を教授研究し、科学技術の発展や持続可能な社会形成に寄与し、幅広い教養と専門性を修得した人材を養成することを目的とする。</p> <p>③ デザイン学部の教育目的及び研究目的 本学の建学の理念に基づき、デザインに関する理論及び技術を教授研究し、科学技術の発展や健康で明るい社会形成に寄与し、幅広い教養と専門性を修得した人材を養成することを目的とする。</p> <p>④ 大学院工学研究科生産・環境システム専攻の教育目的及び研究目的 工学生産系分野（生産システム分野）におけるエネルギー、制御、製造など、及び自然・人間環境分野（環境システム分野）における制御、計画、デザインなどに関わる学術技術の理解と応用を教授研究し、幅広い技術システムへの対応能力を備え、地域の発展と文化・福祉に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。</p>	<p>学部及び大学院ごとに教育目的及び研究目的を反映した3つのポリシーを策定し、教育と研究を行っています。</p>	<p>○</p>

ガバナンスコード記載事項	本学の実施状況	適合状況
(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。	中期計画ならびに財政計画を一体的に策定し、学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な5年以上の中期的な計画を検討し、策定しています。	○
② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、経営協議会及び学務研究協議会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。	中期計画に基づく事業計画を毎年度策定し、その進捗管理を行い、結果をホームページに公表するとともに次年度の事業計画に活かしています。	○
③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。	理事会等において、財務状況の健全性について定期的に点検・評価し、経営能力を高めています。	○
④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	全学研修会の実施等、事務職員の人材養成を行い、教職協働を推進し、大学運営の高度化を図っています。	○
⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。	経営協議会や教育研究協議会等で計画を共有し、取組みを徹底しています。	○
⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例 ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標 イ 教育改革の具体策と実現見通し ウ 経営・ガバナンス強化策 エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開 オ 財政基盤の安定化策 カ 設置校の入学定員確保策 キ 設置校の教育環境整備計画 ク グローバル化、ICT化策 ケ 計画実現のためのPDCA体制	中期的な計画に盛り込む内容例に従い、5年間の中期計画を策定しています。	○
(3) 私立大学の社会的責任等 ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	学務研究協議会や経営協議会において、定期的に審議し、実施に努めています。	○
② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生保護者、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	ステークホルダーを意識し、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めています。	○
③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	全ての教職員を対象とした一般事業主行動計画を定めるとともに、障害のある学生への修学支援に関する基本方針を定めるなど、多様性への対応を実施しています。	○

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

2-1 理事会

ガバナンスコード記載事項	本学の実施状況	適合状況
<p>(1) 理事会の役割</p> <p>① 意思決定の議決機関としての役割</p> <p>ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。</p>	<p>寄附行為に定め、実施しています。</p>	<p>○</p>
<p>② 理事会の議決事項の明確化等</p> <p>ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。</p> <p>イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。</p> <p>ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。</p>	<p>寄附行為に定め、実施しています。</p>	<p>○</p>
<p>③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督</p> <p>ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。</p> <p>イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。</p>	<p>寄附行為に定め、実施しています。</p>	<p>○</p>
<p>④ 学長の権限委任</p> <p>ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事長は理事会から委任を受けた権限の一部を学長に委任しています。</p> <p>イ 学長は副学長を置くなど、各々担当業務を分担させ、管理する体制としています。</p>	<p>寄附行為に定め、実施しています。</p>	<p>○</p>
<p>⑤ 実効性のある開催</p> <p>ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。</p> <p>イ 審議に必要な時間は十分に確保します。</p>	<p>ガバナンスコードに従い、実行性のある開催を行っています。</p>	<p>○</p>
<p>⑥ 役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。</p>	<p>私立学校法に基づき遵守しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。</p>	<p>○</p>
<p>⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。</p>	<p>私立学校法に基づき遵守しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。</p>	<p>○</p>
<p>⑧ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできません。</p>	<p>寄附行為に定め、実施しています。</p>	<p>○</p>

2-2 理事

ガバナンスコード記載事項	本学の実施状況	適合状況
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化		
① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	寄附行為に定め、実施しています。	○
② 理事長を補佐する理事として、副理事長又は常務理事の少なくとも一方を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。	寄附行為に定めています。	○
③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。	寄附行為に定めています。	○
④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	理事は、法令及び寄附行為を遵守し、忠実に職務を行っています。	○
⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	私立学校法に基づき遵守しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。	○
⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	ガバナンスコードに従い、理事長及び監事に報告します。	○
⑦ 利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	寄附行為に定めています。	○
(2) 学内理事の役割		
① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	教職員理事は、知識・経験・能力を活かし、適切な業務執行を推進しています。	○
② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	教職員理事は、教職員としての業務量などに配慮しつつ、業務を遂行しています。	○
(3) 外部理事の役割		
① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。	理事 7 名のうち、3 名の外部理事を選任しています。	○
② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	外部理事は、理事会等において多様な視点から意見を述べ、議論の活発化に寄与しています。	○
③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	ガバナンスコードに従い、サポートを十分に行っています。	○

2-3 監事

ガバナンスコード記載事項	本学の実施状況	適合状況
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	私立学校法に基づき遵守しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。	○
② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査規則に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	監事監査規則に定め、出席しています。	○
③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	寄附行為に定め、監査しています。	○
④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	寄附行為に定めています。	○
⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	寄附行為に定めています。	○
(2) 監事の選任		
① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事会において候補者を選出し、評議員会の同意を得て、理事長が選任します。	寄附行為に定め、実施しています。	○
② 監事は2名置くこととします。	寄附行為に定め、2名置いています。	○
③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	寄附行為に定め、実施しています。	○
(3) 監事監査基準		
① 監査機能の強化のため、監事監査規則を作成します。	業務監査を定めた監事監査規則を作成しています。	○
② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	毎年度、監査計画を定め、関係者に通知しています。	○
③ 監事は、監事監査規則に基づき監査を実施し、監査結果を記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	毎年度、監事監査を実施するとともに、理事会及び評議員に監査報告書を提出し、公表しています。	○
(4) 監事業務を支援するための体制整備		
① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。	年に1回6月に監事及び公認会計士と意見交換する機会を設けています。	○
② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	私立大学協会等が主催する各種研修等に参加しています。	○
③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	理事会の審議事項に関する情報を事前・事後に把握する機会を設けています。	○
④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	監査計画の策定等を支援するなど、支援体制の体制整備に努めています。	○

2-4 評議員会

ガバナンスコード記載事項	本学の実施状況	適合状況
<p>(1) 諮問機関としての役割</p> <p>次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。</p> <p>① 予算及び事業計画 ② 中期的な計画 ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 ④ 役員報酬に関する基準の策定 ⑤ 寄附行為の変更 ⑥ 合併 ⑦ 私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散 ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの</p>	<p>寄附行為に定め、実施しています。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。</p>	<p>議事運営方法の改善に努めています。</p>	<p>○</p>
<p>(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。</p>	<p>寄附行為に定め、実施しています。</p>	<p>○</p>
<p>(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。</p>	<p>寄附行為に定め、実施しています。</p>	<p>○</p>

2-5 評議員

ガバナンスコード記載事項	本学の実施状況	適合状況
<p>(1) 評議員の選任</p> <p>① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。</p>	<p>寄附行為において、理事5人以上7人以内に対し、11人以上17名以内と設定しています。</p>	<p>○</p>
<p>② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。</p> <p>ア 学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 イ 学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者</p>	<p>寄附行為に定め、実施しています。</p>	<p>○</p>
<p>③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。</p>	<p>学識経験者や同窓会等、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を、寄附行為に基づき選出しています。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 評議員への情報提供</p> <p>① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p>	<p>評議員への情報提供を行い、サポートを十分に行っています。</p>	<p>○</p>

### 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

#### 3-1 学長

ガバナンスコード記載事項	本学の実施状況	適合状況
<p>(1) 学長の責務（役割・職務範囲）</p> <p>① 学長は、学則第1条に掲げる「本学は、工業に関する専門の学術と一般の学芸とを教授研究し、かつ、人格の育成と陶冶を図り、もって文化の向上に寄与する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。</p>	その目的を達成するため、学長は教学運営について、リーダーシップを発揮し、教学運営を統督しています。	○
<p>② 学長は、理事長から委任された権限を行使します。</p>	学長は、理事長が定めた教育役職者規程に従い、権限を行使しています。	○
<p>③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。</p>	教授会や学務研究協議会、そしてFD研修会などを通して、所属教職員に周知し、共有に努めています。	○
<p>(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）</p> <p>① 大学に副学長を置くことができるようにしており、教育職員役職規程（※）において「副学長は、学長を補佐し、その命を受けて大学の重要な事項についての校務を掌る。」としています。その職務は「学長が定める文書をもって、学長の校務の一部をつかさどることができる。」と定めています。</p>	学則第6条第2項において副学長を置くことができるようにしており、教育役職者規程において、左記のとおり定めています。	○
<p>② 学部長の役割については、教育職員役職規程（※）において「学長の命を受け、当該学部を統轄して業務を行う。」としています。</p>	学部長の役割については、教育役職者規程において、左記のとおり定めています。	○

※ 令和4年10月1日付で「教育職員役職規程」は、「教育役職者規程」に名称変更しております。

#### 3-2 教授会

ガバナンスコード記載事項	本学の実施状況	適合状況
<p>(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）</p> <p>大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については教授会規則に定めています。</p> <p>ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。</p>	教授会で審議する事項については、学則第8条の3に定められており、記載のとおり実施しています。	○

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

4-1 学生に対して

ガバナンスコード記載事項	本学の実施状況	適合状況
<p>(1) 学生の学びの基礎単位である学科においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。</p> <p>① 学科ごとの3つの方針（ポリシー）</p> <p>ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</p> <p>ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）</p>	<p>3つのポリシーをカリキュラムマップに記載し、授業科目との関係を示し、学生に具体的に周知しています。</p>	○
<p>② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。</p>	<p>年度ごとの事業計画・実施に基づき、達成度の評価を自己評価総括委員会で行い、結果をホームページに公表し、翌年度の教育改善などに繋げています。</p>	○
<p>③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。</p>	<p>ハラスメント等が生じた場合には、ハラスメント防止委員会が毅然かつ厳正に対処しています。</p>	○

4-2 教職員等に対して

ガバナンスコード記載事項	本学の実施状況	適合状況
<p>(1) 教職協働</p> <p>実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。</p>	<p>大学の学務研究協議会と法人の経営協議会で中期的な計画の策定・実行・評価を管理しています。</p>	○
<p>(2) ユニバーシティ・ディベロップメント UD</p> <p>全構成員による、建学の精神に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。</p>	<p>大学の学務研究協議会と法人の経営協議会で情報を共有し、取組みを推進しています。</p>	○
<p>① ファカルティ・ディベロップメント FD</p> <p>ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。</p> <p>イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。</p>	<p>教学マネジメントを適切に実施できるよう、IR、アセスメントの体制整備を進めています。また、教員の教授能力と教育組織の機能の高度化に向けたFDを実施しています。</p>	○
<p>② スタッフ・ディベロップメント SD</p> <p>ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。</p> <p>イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。</p> <p>ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。</p>	<p>全ての大学構成員の意識改革、資質・能力の向上が不可欠であるという認識のもと、必要なSDの取組を実施しています。</p>	○



4-3 社会に対して

ガバナンスコード記載事項	本学の実施状況	適合状況
<p>(1) 認証評価及び自己点検・評価</p> <p>① 認証評価 平成16(2004)年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。</p>	<p>本学は、令和3年度に公益財団法人日本高等教育評価機構の認証評価を受審し、「適合」と認定されています。</p>	○
<p>② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。</p>	<p>教育の質保証の実質化に向けて、教学マネジメントを適切に実施できるよう、教育改革と体制整備を進めています。</p>	○
<p>③ 学内外への情報公開 自己点検や改善改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。</p>	<p>本学の活動状況をすべてのステークホルダーにわかりやすく伝えるため、ホームページの見直しを進めています。</p>	○
<p>(2) 社会貢献・地域連携</p> <p>① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。</p>	<p>毎年の事業計画「研究・地域貢献分野」において項目を定め、教育・研究活動の成果を地域社会へに還元することに努めています。</p>	○
<p>② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。</p>	<p>地域・産学連携センターを中心に取り組みを進めています。</p>	○
<p>③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。</p>	<p>時代の要請に応じ「デザイン・クリエイティブの現場」等のセミナーを地域社会人に向け提供しています。</p>	○
<p>④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。</p>	<p>「地域防災人財育成プログラム」等の取り組みにより、地域社会と減災活動に取り組んでいます。</p>	○
<p>⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。</p>	<p>令和3年度の事業計画に「SDGsの推進」を盛り込み、教育、研究、地域貢献分野でSDGsを意識した活動しています。</p>	○

4-4 危機管理及び法令遵守

ガバナンスコード記載事項	本学の実施状況	適合状況
(1) 危機管理のための体制整備 ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）	危機管理体制やマニュアル等の整備に取り組んでいます。最近では、新型コロナウイルス感染症の対処を行っています。	○
② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。 ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策	整備した体制に基づき、各種防止対策に取り組んでいます。	○
③ 事業継続計画の策定に取り組めます。	令和2年度に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、事業継続計画（BCP）を策定し、これに添ってコロナ禍に対応しています。	○
ガバナンスコード記載事項	本学の実施状況	適合状況
(2) 法令遵守のための体制整備 ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、「法令等」という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。	法令等を遵守するよう組織的に取り組んでいます。	○
② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	公益通報を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図っています。	○

5-1 情報公開の充実

ガバナンスコード記載事項	本学の実施状況	適合状況
(1) 法令上の情報公表 公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。 ① 教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学金等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	学校教育法施行規則に基づき、ホームページに教育情報としてまとめたページを作成し、情報公表を行っています。	○

<p>② 学校法人に関する情報公表</p> <p>ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書</p> <p>イ 寄附行為</p> <p>ウ 監事の監査報告書</p> <p>エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）</p> <p>オ 役員報酬に関する基準</p> <p>カ 事業報告書</p>	<p>私立学校法等に基づき、ホームページに学園概要としてまとめたページを作成し、情報公表を行っています。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 自主的な情報公開</p> <p>法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。</p> <p>① 教育・研究に資する情報公開</p> <p>ア 外国人留学生・社会人等の在学する学生の数</p> <p>イ 都道府県別入学者数</p> <p>ウ 入学者、留年者及び退学者の年度別推移</p> <p>エ 単位取得、資格取得、授業アンケート及び学修実態状況</p>	<p>法律上公開の定めがない情報についても、社会に公開する必要があるものを精査し、公表を推進することで透明性が高い法人・大学運営に取り組んでいます。</p>	<p>○</p>
<p>② 学校法人に関する情報公開</p> <p>ア 中期的な計画</p>	<p>ホームページの学園概要のページに中期計画、事業計画及び事業報告等の学校法人に関する情報を公開しています。</p>	<p>○</p>
<p>ガバナンスコード記載事項</p>	<p>本学の実施状況</p>	<p>適合状況</p>
<p>(3) 情報公開の工夫等</p> <p>① 上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。</p>	<p>Web公開に加え、財務諸表や事業報告書等を財務室に据え置き、閲覧に供しています。</p>	<p>○</p>
<p>② 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。</p>	<p>情報公表は、ホームページに加え、大学案内等の紙媒体も活用しています。</p>	<p>○</p>
<p>③ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。</p>	<p>財務諸表において、各計算書の解説や経年比較ができるように資料作成するなど、工夫を行っています。</p>	<p>○</p>